

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【公開番号】特開2012-86555(P2012-86555A)
 【公開日】平成24年5月10日(2012.5.10)
 【年通号数】公開・登録公報2012-018
 【出願番号】特願2011-197232(P2011-197232)
 【国際特許分類】

B 4 1 M 5/00 (2006.01)
 B 4 1 M 5/50 (2006.01)
 B 4 1 M 5/52 (2006.01)
 B 4 1 J 2/01 (2006.01)
 D 2 1 H 27/00 (2006.01)

【F I】

B 4 1 M 5/00 B
 B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y
 D 2 1 H 27/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月5日(2014.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持体上にインク受容層を有する記録媒体であって、
 前記インク受容層が、アルミナ水和物と、炭素数1以上4以下のアルキルスルホン酸と、
下記一般式(1)で表される化合物及び下記一般式(2)で表される化合物から選択される少なくとも一種の硫黄化合物の塩と、を含有し、

前記インク受容層における、前記アルミナ水和物の含有量に対する前記炭素数1以上4以下のアルキルスルホン酸の含有量が、1.0質量%以上2.0質量%以下であり、

前記インク受容層における、前記アルミナ水和物の含有量に対する前記硫黄化合物の塩の含有量が、0.2質量%以上4.0質量%以下であることを特徴とする記録媒体。

一般式(1) $R_1 - SO_2 M_1$

一般式(2) $R_2 - SO_2 - S M_2$

(R_1 及び R_2 は、アルキル基、アリール基、または複素環基を表す。 M_1 及び M_2 はアルカリ金属、アンモニウム、またはアルカノールアミンを表す。)

【請求項2】

前記インク受容層が、バインダーを含有する請求項1に記載の記録媒体。

【請求項3】

前記インク受容層における前記アルミナ水和物の含有量が、30.0質量%以上98.0質量%以下である請求項1又は2に記載の記録媒体。

【請求項4】

前記インク受容層における、前記アルミナ水和物の含有量に対する前記炭素数1以上4以下のアルキルスルホン酸の含有量をA(質量%)、前記アルミナ水和物の含有量に対する前記硫黄化合物の塩の含有量をB(質量%)としたときに、 B/A が、0.10以上4.00以下である請求項1乃至3の何れか1項に記載の記録媒体。

【請求項5】

前記B/Aが、0.31以上1.15以下である請求項4に記載の記録媒体。

【請求項6】

前記炭素数1以上4以下のアルキルスルホン酸が、メタンスルホン酸である請求項1乃至3の何れか1項に記載の記録媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記課題を解決する本発明は、支持体上にインク受容層を有する記録媒体であって、前記インク受容層が、アルミナ水和物と、炭素数1以上4以下のアルキルスルホン酸と、下記一般式(1)で表される化合物及び下記一般式(2)で表される化合物から選択される少なくとも一種の硫黄化合物の塩と、を含有し、前記インク受容層における、前記アルミナ水和物の含有量に対する前記炭素数1以上4以下のアルキルスルホン酸の含有量が、1.0質量%以上2.0質量%以下であり、前記インク受容層における、前記アルミナ水和物の含有量に対する前記硫黄化合物の塩の含有量が、0.2質量%以上4.0質量%以下であることを特徴とする記録媒体である。

一般式(1) $R_1 - SO_2 M_1$

一般式(2) $R_2 - SO_2 - S M_2$

(R_1 及び R_2 は、アルキル基、アリール基、または複素環基を表す。 M_1 及び M_2 はアルカリ金属、アンモニウム、またはアルカノールアミンを表す。)